

# 新型コロナウイルス感染拡大に伴う乗車券類のお取扱いについて

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、下記のお取扱いをいたします。

## 1 使用開始前の乗車券類の無手数料払い戻しについて

### 【対象のお客さま】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止を目的にイベント等が中止、延期または規模縮小等が決定したことを事由に、ご旅行を見合わせる場合
- 新型コロナウイルスへの感染防止を事由として、ご旅行を見合わせる場合

### 【対象の乗車券】

使用開始前の普通乗車券、特別急行券、団体乗車券、企画乗車券

※ 2020年4月7日から同年5月25日の期間（緊急事態措置期間）が乗車券類の有効期間に含まれている場合に限り。

## 2 回数券の払い戻しについて

### 【対象のお客さま】

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、回数乗車券を使用しないため、払い戻しをされる場合

### 【払い戻し計算方法】

お申し出日にかかわらず、有効期間内に払い戻し申し出があったものとみなし、発売額からご使用済みの券片に相当する普通運賃と手数料 220 円を差し引いた額を払い戻しいたします。

※ 2020年4月7日から同年5月25日の期間（緊急事態措置期間）が回数券の有効期間に含まれている場合に限り。

## 3 払い戻し期間について

このお取扱いは、2021年5月25日（火）まで（緊急事態宣言による緊急事態措置期間の最終日の翌日から起算して1ヵ年以内）とさせていただきます。

## 4 お問い合わせについて

箱根登山鉄道株式会社 鉄道部 TEL0465-32-6823

営業時間 9:00～17:00（土曜・休日・祝日を除く）